

飛驒市家庭的保育事業等の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する認可及び同条第7項に規定する承認について、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 次条の申請を行おうとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

(認可の申請)

第3条 法第34条の15第2項の規定により、家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、家庭的保育事業等認可申請書（様式第1号）により行うものとする。

(飛驒市子ども・子育て会議の意見の聴取)

第4条 市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ、飛驒市子ども・子育て会議条例（平成25年飛驒市条例第33号）の規定に基づく飛驒市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(認可等の通知)

第5条 市長は第3条の申請に対し、当該内容を審査し、認可する場合は家庭的保育事業等認可通知書（様式第2号）を、認可しない場合は家庭的保育事業等の認可をしない旨の通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(家庭的保育事業等の認可内容の変更)

第6条 令第36条の36第3項及び第4項に規定する届出は、家庭的保育事業等認可事項変更届（様式第4号）により行うものとする。

(家庭的保育事業等の休止及び廃止)

第7条 法第34条の15第7項の規定により、事業を休止又は廃止しようとする場合は、家庭的保育事業等休止（廃止）申請書（様式第5号）により行うものとする。

2 市長は前項の申請に対し、地域の保育の実状を勘案し、承認する場合は、家庭的保育事業等休止（廃止）承認通知書（様式第6号）を、承認しない場合は、家庭的保育事業等休止（廃止）不承認通知書（様式第7号）を交付するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、家庭的保育事業等の認可等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。